

報告第1号

令和4年度阪神水道企業団水道事業会計
予算繰越報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度阪神水道企業団水道事業会計予算の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年8月10日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

令和4年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	大道取水場導水ポンプ用回転数制御装置取替工事	455,421,000	0	455,421,000	0	455,421,000	0	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
		大道取水場5期導水ポンプ1号取替工事	543,494,000	0	543,494,000	0	543,494,000	0	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
		尼崎浄水場脱水機設備取替工事	1,782,110,000	1,100,000,000	682,110,000	0	682,110,000	0	0	関係機関との協議に時間を要したことにより工程に遅延が生じたため。
		猪名川浄水場電気設備取替工事基本検討業務委託	23,991,000	0	23,991,000	0	23,991,000	0	0	関連する他の業務委託の工程見直しに伴い本業務委託の工程を見直したため。
		非常用発電設備検討業務委託	11,000,000	0	11,000,000	0	11,000,000	0	0	検討内容の変更により工程を見直したため。
		猪名川浄水場濃縮槽流入弁取替工事	11,484,000	0	11,484,000	0	11,484,000	0	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
		無停電電源装置取替工事	53,000,000	1,243,000	51,000,000	0	51,000,000	757,000	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
		送配水流量計取替工事	44,682,000	0	44,682,000	0	44,682,000	0	0	設計内容の変更により工程を見直したため。
		甲東ポンプ場受配電設備取替工事設計業務委託	18,700,000	0	18,700,000	0	18,700,000	0	0	設計内容の変更により工程を見直したため。
		非常用発電設備検討業務委託	1,870,000	0	1,870,000	0	1,870,000	0	0	検討内容の変更により工程を見直したため。
		配水管更新工事その2	70,400,000	2,612,500	67,787,000	0	67,787,000	500	0	設計内容の変更等により工程を見直したため。
		3期甲東送水路上ヶ原量水池改修工事及び甲山調整池連絡施設築造工事	154,000,000	7,073,827	116,946,000	0	116,946,000	29,980,173	0	設計内容の変更により工程を見直したため。
		明石市送水管新設工事設計業務委託	6,000,000	0	6,000,000	0	6,000,000	0	0	入札不調により契約手続に時間を要したため。
		猪名川浄水場送水ポンプ4号取替工事	444,883,000	113,740,000	331,143,000	0	331,143,000	0	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
		猪名川浄水場送水ポンプ10号取替工事	595,487,000	0	595,487,000	0	595,487,000	0	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
		尼崎浄水場送水ポンプ用回転数制御装置取替工事	278,410,000	0	278,410,000	0	278,410,000	0	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
		分析計取替工事	15,675,000	0	15,675,000	0	15,675,000	0	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
無線テレメータ設備取替工事	44,000,000	2,761,000	40,000,000	0	40,000,000	1,239,000	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。		
計	4,554,607,000	1,227,430,327	3,295,200,000	0	3,295,200,000	31,976,673	0			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
水道事業費用	営業費用	原水事業	1,503,626,000	1,483,448,168	14,300,000	0	14,300,000	5,877,832	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
		浄水事業	3,051,223,000	3,038,895,014	8,965,000	0	8,965,000	3,362,986	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
		配水事業	3,363,676,000	3,330,776,596	27,808,000	0	27,808,000	5,091,404	0	新型コロナウイルス感染症等の影響により工程に遅延が生じたため。
計	7,918,525,000	7,853,119,778	51,073,000	0	51,073,000	14,332,222	0			

参考

地方公営企業法（ぬきがき）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。